

いじめ防止基本方針



太宰府市立水城西小学校

太宰府市立水城西小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

- 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等の基本方針

- いじめは深刻な人権侵害であり、「いじめを絶対に見逃さない」という強い意志をもつ。【意志】
- 「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という危機意識をもつ。【危機意識】
- 「いじめられている児童を最後まで守り抜く」という信念をもつ。【信念】

3 学校の取組

（1）いじめの未然防止

- ア 相手を思いやる心を育てる道徳教育や豊かな人間関係を構築する素地を養う体験活動の充実を図る。
- イ 生徒指導の実践上の4視点（①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定・選択の場の提供、④安全・安心な風土の醸成）を全ての教育活動で機能させ、児童の自己指導能力を育成する。
- ウ 児童の主体的な取組による「絆づくり」、教職員の意図的・計画的な「居場所づくり」の充実を図る。

（2）いじめの早期発見

- ア 年度当初にいじめの認知・報告についての共通理解を図る。
- イ 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引」（令和3年3月福岡県教育委員会）の活用を図る。
- ウ 早期発見に向けたアンケート調査（いじめに特化した無記名アンケート、学校生活・環境多面調査、保護者アンケート等）を実施する。
- エ 教育相談・保護者面談の充実を図る。
- オ 相談ポストを設置し、毎日確認する。

（3）いじめへの対応

- ア 1次対応（緊急対応）
 - 事実の把握
当人から、「いつ、どこで、誰が、何をされた（言われた）か」を具体的に聞き取る。聞き取った内容を時系列に整理し、正確な事実をつかむ。また、担任をはじめとした当該児童と信頼関係ができている教師等が対応にあたる。
 - 安全確保と全面的な支援（心のケア）
いじめられている児童の心情を十分理解して、相手の立場に立って話を聞く。被害児童の安全確保を最優先し、「全面的に支援する、そして守り抜く。」ことを伝えて安心感をもたせる。
 - 情報共有及び組織的な体制づくり
聞き取り内容を整理した資料を準備し、速やかに校長及び生徒指導部に報告する。また、保護者に正確な事実関係と今後の対応を伝えるとともに、必要に応じて家庭訪問等を行う。
- イ 2次対応（短期対応）
 - 支援体制の確立
いじめられている児童と最も信頼関係ができている教師が中心となって支援体制を確立する。また、生徒指導委員会を開き、全職員で共通理解を図る。
 - 臨時生徒指導委員会の実施
いじめの問題が発生した場合には、必要に応じて校長の判断で臨時生徒指導委員会を開き、問題の原因・背景について共通理解し、対応策について協議・実行する。

- 傍観者・観衆等への指導

加害者と被害者だけでなく、傍観者・観衆等の存在を確認し、必要に応じて指導する。

ウ 3次対応（長期対応）

- いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いたり、再発したりする可能性を見据え、日常的な観察やアンケート調査等を通して、再発防止に努める。

(4) 児童理解と教育相談体制の整備

ア いじめの問題等の早期発見・早期対応のため、教育相談を計画的に実施し、悩みや不安等の相談体制を整備するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談の機会を設けるなど、教育相談機能の充実を図る。

イ 「子どもホットライン24」相談窓口（福岡教育事務所）や、本市の相談窓口等について児童及び保護者等に周知し、いじめに関する通報や相談を受けるための体制を整える。

(5) 教職員研修の充実

ア 「学校いじめ防止基本方針」や取組等について共通理解を深め、教職員のいじめの問題等に対する実践的指導力の向上を図るため、校内研修の充実に努める。

イ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成の目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図る。

(6) 家庭・地域等への働きかけ

ア 「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページに掲載するとともに、入学時・各学年の開始時等に児童、保護者、関係機関等に説明する。

イ いじめの防止等に対する家庭の意識を高め、子どもの規範意識を養うことができるよう、いじめの防止等に関するリーフレットの配付やPTA教養講座等の啓発活動を推進する。

ウ 県及び市PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組や、事業者等による地域見守り活動等と連携した取組の推進に努める。

エ 「学校運営協議会」等を活用し、学校が抱える課題を共有するし、いじめ問題等について地域と連携して解決できる仕組みづくりを推進する。

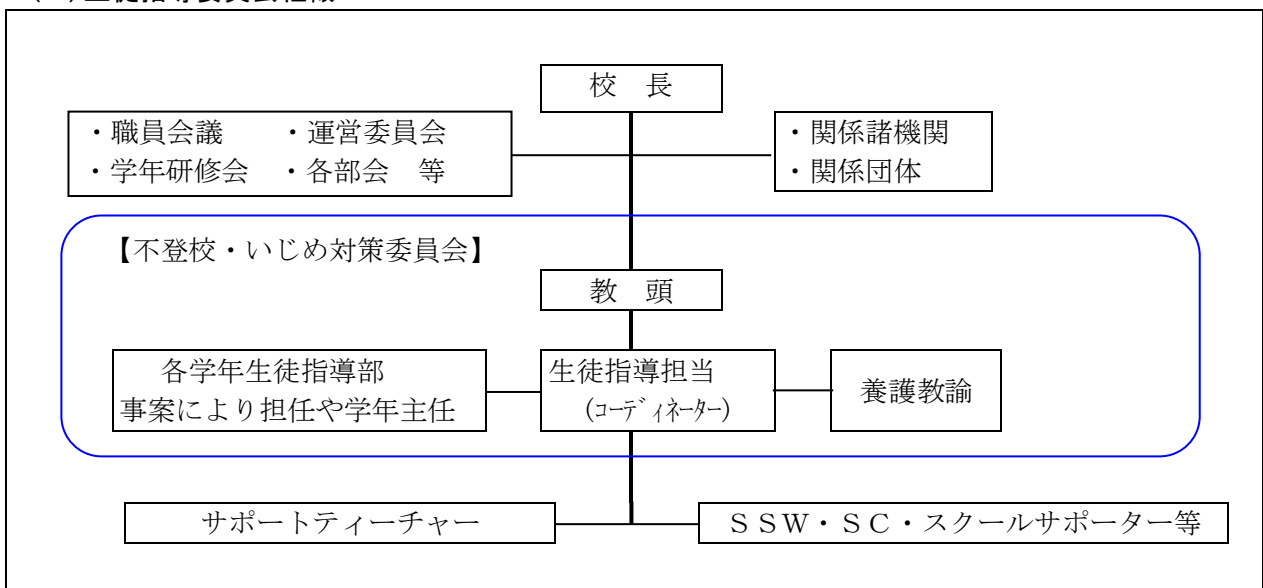
(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と捉えない。いじめが解消されている状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安）」及び「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性は十分にあることを踏まえ、被害児童及び加害児童については引き続き注意深く観察していく。

4 いじめの防止等の推進体制

(1) 生徒指導委員会組織



(2) 生徒指導委員会の構成メンバー

- ・校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当
- ・必要に応じ、SSW、SC、ST、スクールサポーター、学校運営協議会委員等

(3) 生徒指導委員会の役割

- ・月1回生徒指導・特別支援教育部会を開催し、気になる子の様子について報告などを行う。
- ・問題の原因・背景、また対応策について共通理解し、その対応には全職員で関わる。
- ・特に気になることがある児童については、担任のみならず、同学年、委員会活動やクラブ活動、専科等で担当する教員が関わるにより、その様子を観察・指導をしたり、生徒指導委員会にて報告をしたりする。

(4) 関係機関との連携

- ・いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報すべきものが含まれる。市教育委員会との速やかな連携を図りながら、警察等関係機関との連携を密にし、適切な対応を行うようにする。

5 いじめの重大事態の対処

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次の掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実確認を明確するための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

注1 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

注2 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例) a 児童生徒が自殺を企図した場合 b 身体に重大な傷害を負った場合
c 金品等に重大な被害を被った場合 d 精神性の疾患を発症した場合

注3 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

但し、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが望ましい。

注4 児童生徒や保護者からいじめ問題等により、重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、その時点で学校及び市教育委員会が「重大事態といえるのか」「重大事態がいじめによるものであるのか」判断が難しい事案であっても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあらなければならない。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と考えられる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態についての調査の趣旨及び調査を行うための組織

- ・調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「生徒指導委員会」等を母体とし、市教育委員会及び県教育委員会と連携して、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどして組織する。（法第22条）

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至ったいじめの行為について、発生時期、加害者、いじめの態様、その背景・事情と問題点、その時の学校（教職員）の対応等の視点から事実関係を明確にする。

留意点として、因果関係の特定を決して急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、この調査は訴訟や責任追及を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実と真摯に向き合い、当該事態への対処及び同種の事態の発生を防止するためのものである。

したがって、学校及び市教育委員会に例え不都合なことがあったとしても、市長及び「いじめ問題等対策連絡協議会」に対し、調査結果を積極的に報告・提供する。

①被害児童から聴き取りが可能な場合

- ア まず、被害児童から十分に聴き取るとともに、他の児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。この際、被害児童の実情や立場を十分に配慮し、被害児童を守ることを最優先とする。
- イ 調査により明白になった事実関係をもとに、加害児童への指導を徹底し、いじめの行為を止めることに全力を尽くす。
- ウ 被害児童に対しては、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

②被害児童から聴き取りが不可能な場合

- ア 入院や死亡等により、被害児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を十分踏まえたうえで、今後の調査について協議し、迅速に調査に着手する。
- イ 在籍児童及び教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

③自殺という事態が起こった際の背景調査とその留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点からも、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら対応する。

- ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 死亡した児童がいじめられていた疑いがあると考えられた場合、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- エ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、調査の目的や調査を行う組織、調査の期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- オ 調査を行う組織については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者で組織し、事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とすることで、調査の公平性・中立性を確保する。
- カ 背景調査においては、一部の偏りのある資料だけで分析評価を行わず、偏りのない資料や情報を多く集め、総合的に分析評価を行う。
- キ 情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で「いじめが要因ではない」等の決めつけた発信をしない。

6 調査結果の提供及び報告

（１）被害児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」（法第28条第2項）

このことを踏まえ、学校及び市教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰から行なわれ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害児童やその保護者に説明を行う。

なお、この情報の提供にあたっては、適宜、適切な方法で経過報告を行うようにする。特に、以下の点について留意する。

- ア 他の児童等、関係者のプライバシー保護や個人情報に十分配慮し、適切に情報提供を行う。但し、過度に個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにする。
- イ 質問紙調査により得られた結果資料については、被害児童やその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置を行う。

（２）調査結果の報告

学校は、調査結果について、市教育委員会を通じて、本市長及び県教育委員会に報告を行う。